

資料1

石川県子ども政策審議会運営要綱の一部改正について

→運営要綱：3つの部会の設置および各部会の調査審議事項等を定めるもの

○改正の内容

運営要綱第3条の児童福祉部会の調査審議事項に、

「(2) 児童福祉法第11条第1項第2号りの規定による児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関すること。」を追加する

○改正理由

令和4年改正児童福祉法（令和6年4月施行）により、社会的養護の子どもへの権利擁護を推進するため、児童の意見聴取等の仕組みの整備等が規定され、これに対応する

【参考】改正後の児童福祉部会の調査審議事項（要約）

- (1) 里親の登録又は認定に関すること
- (新) (2) 措置の実施及び措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関すること
- (3) 措置又は措置の解除、停止若しくは変更に関すること
- (4) 被措置児童等虐待の届け出に関すること
- (5) 設備又は運営の最低基準を遵守していない児童福祉施設に対する事業の停止の命令に関すること
- (6) 無届出又は無認可の児童福祉施設に対する事業の停止又は閉鎖の命令に関すること
- (7) その他児童の福祉に関すること

※(新)が今回の改正部分

児童福祉法

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
2 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。